

104. 株式交換における債権者保護手続

Q 株式交換において、完全親会社となる会社の株式以外の財産が対価とされた場合には債権者保護手続が必要でしょうか。

A 会社法の制定により組織再編行為における対価の柔軟化が図られ、株式交換において完全親会社となる会社の株式以外の財産を対価として完全子会社となる会社の株主に交付できるようになりました。

しかし、株式交換において完全親会社となる会社の株式以外の財産を対価とすると、完全親会社となる会社の財産状況に変動が生じ債権者の利益が害される可能性があるため、債権者保護手続が必要になりました。

I. 現行制度の概要

商法では、株式交換は完全親会社となる会社の株式が対価として完全子会社となる会社の株主に交付されることを前提としていることから、債権者保護手続は要しない。

II. 改正のポイント

株式交換において、完全親会社となる会社の株式以外の財産を完全子会社となる会社の株主に対価として交付する場合には、完全親会社となる会社において債権者保護手続が必要になった（会799①三）。

III. コメント

株式交換において、完全親会社となる会社の株式が対価として交付されれば、商法と同様に完全親会社となる会社において債権者保護手続は要しない。

105. 株式交換及び株式移転における資本等の増加限度額

Q

株式交換及び株式移転における資本等の増加限度額の計算は、どのように改正されたのでしょうか。

A

商法では、株式交換及び株式移転において資本等の増加限度額は完全子会社となる会社の純資産を基準としていましたが、会社法の制定により、完全親会社となる会社を取得する完全子会社となる会社の株式の価額を基準とすることとされました。

I. 現行制度の概要

1. 株式交換等における資本等の増加限度額

商法では、株式交換及び株式移転により完全親会社となる会社の資本等の増加限度額は、完全子会社となる会社に現存する純資産額を基準とする（商357（株式交換）、367（株式移転））。

2. 現行法の課題

商法の規定に対し、次のような問題点が指摘されていた。

(1) 他の商法上の規定との相違

親会社の資本増加額は、その親会社を取得する財産を基準として決定されるべきであるが（合併及び分割は存続会社等の取得する資産等を基準としている）、株式交換等では子会社となる会社の純資産額を基準としている。

(2) 現存する純資産額

現存する純資産額が、子会社の簿価純資産額を指すのか時価純資産額を指すのか明確でない。

また、簿価純資産額を指す場合には、簿価と時価には通常差額があることから差額の調整問題が生じ、時価純資産を指す場合には、どの範囲で時価評価すべきか明確でない。

(3) 会計基準の動向

完全親会社において、パーチェス法を採用すると（他に持分プーリング法がある）、取得する完全親会社となる会社が支払う対価は公正価値（時価）で評価するため、商法とかけ離れてしまう。

II. 改正のポイント

株式交換及び株式移転において資本金又は準備金として計上すべき金額については、法務省令で定められる（会445⑤）。

法務省令では、株式交換等に際しては、完全親会社となる会社が取得する完全子会社となる会社の株式の価額を基準として、その資本金又は準備金の増加限度額を定めることになっている。

III. コメント

商法中の組織再編行為に関する計算関係規定は、会計基準の設定（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」平成15年10月31日・企業会計審議会）及びその会計基準を採用した場合における会計処理の障害にならないような柔軟な対応をするため、会社法ではなく法務省令に委ねることになっている（次のQ106・Q107も同様）。

用語解説

パーチェス法 被結合会社から受け入れる資産・負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の公正価値（時価）とする方法

持分プーリング法 すべての結合当事企業の資産・負債及び資本を、それぞれの適切な帳簿価額で引き継ぐ方法

106. 組織再編行為における剰余金の計上

Q

組織再編行為において剰余金の計上を認めるとは、どのようなことをいうのでしょうか。

A

組織再編行為において、存続会社等が取得する消滅会社等の純資産額の相手勘定を資本金又は準備金としないで、剰余金にすることができるということです。

商法では、消滅会社等の最終期の利益や資産の含み益（配当可能利益）が資本金又は資本準備金になってしまいますが、会社法の制定により、資本金又は資本準備金とせず剰余金とされれば、消滅会社等における配当可能利益が組織再編行為において除外されないこととなります。

I. 現行制度の概要

商法では、合併及び人的分割（分割型分割）の場合に限り、消滅会社等の留保利益相当額について存続会社等では資本準備金とすることを要せず（商288ノ2②～③（新設分割）、④（吸収分割）、⑤（合併））、資本準備金としなかった額を債権者保護手続を経ないで処分できる剰余金とすることができる。

II. 改正のポイント

債権者保護手続を行うことを前提として、組織再編行為において増加すべきとされる資本金又は準備金を増加させないで剰余金に計上することを認めることに統一した。

1. 資本金の額及び準備金の額

合併・吸収分割・新設分割・株式交換又は株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定められるが（会445⑤）、その

取扱いは次の2. のようになる。

2. 組織再編行為における剰余金の計上

(1) 合併及び分割の場合

商法の規定を廃止するが（合併及び人的分割に限り留保利益の引継ぎを認める規定）、合併及び分割の場合には、存続会社等において債権者保護手続がとられることから、存続会社等において増加すべき資本金又は準備金を増加せず処分可能な剰余金に計上することが認められる。

(2) 株式交換及び株式移転の場合

上記（1）と同様に、債権者保護手続を行うことにより剰余金の計上が認められる。

(3) 簡易組織再編行為を行う場合

簡易組織再編行為の要件を満たす場合において、剰余金の計上は処分可能な剰余金が増加し株主利益に資するものであるため、株主総会の決議を経ることなく剰余金の計上が認められる。

Ⅲ. 実務対応

企業結合に係る会計基準は平成18年4月1日以後開始年度から適用されることになっており、会社法の施行も同時期（平成18年5月予定）とされていることから、会計基準及び税制等の動向を確認する必要がある。

107. 組織再編行為において差損が生じる場合

Q 会社法では、いわゆる「合併差損」が生じても、合併が認められるのでしょうか。

A 会社法では、「合併差損」が生じる場合があることを制度上認め、所要の開示義務を設けることになりました。

I. 現行制度の概要

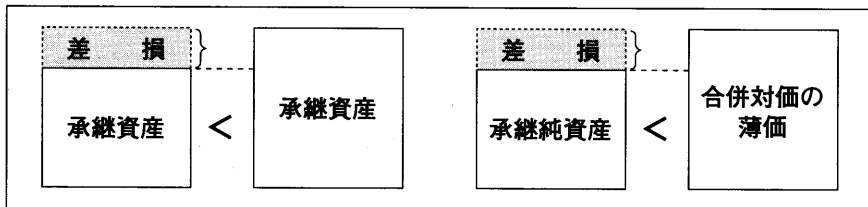
商法では、合併等において存続会社等に差損が生じる場合を想定した規定はない。

これは、「資本充実の原則」の帰結であると説明されているが、このような制限が課せられているため、任意の資産の評価替え及び「のれん」の計上等により差損が生じないようにすることが実務上行われていた。

II. 改正のポイント

会社法では、組織再編行為において次のような差損が生じる場合であってもその組織再編行為を認めるが、株主総会の決議を要することとされ（その組織再編行為が簡易組織再行為の要件を満たした場合であっても）（会796③）、あわせて所要の開示手続が設けられた（会795②）。

- ① 承継する資産の簿価が負債の簿価を下回る場合
- ② 合併対価の存続会社における簿価が承継する純資産額を上回る場合



Ⅲ. コメント

企業結合に係る会計基準における持分プーリング法による場合には、資産等は適正な帳簿価額で引き継ぐことが求められ、任意にその評価替えを行うことは認められず、「のれん」の計上も許されなくなる。

Ⅳ. 実務対応

組織再編行為のうち存続会社等において差損が生じる場合には、資本の部の計数を減少する必要があるため（資本又は準備金の減少，剰余金の減少），常に株主総会の決議が必要となる（簡易組再編行為の要件を満たした場合も含む）。

108. 吸収合併及び吸収分割の効力発生日

Q 吸収合併及び吸収分割の効力はいつ発生するのでしょうか。また、新設合併及び新設分割の効力発生日についても教えてください。

A 会社法の制定により、吸収分割及び吸収合併については登記日ではなく、その組織再編行為を行う会社間で定めた一定の日

に、その効力が発生するものとされました。
一方、新設合併及び新設分割は、商法の規定どおり登記日にその効力が発生します。

I. 現行制度の概要

1. 登記日が効力発生日

商法では、合併及び分割は登記の日を効力発生日としている（商102, 416①, 374ノ25他）。

2. 見直しの要請

契約等で定められる実質的な効力発生日と事実上の効力が発生したことを要件として行われる登記の日が法律上の効力発生日とされていることの差異の存在について、公開会社における株式の円滑な流通に支障を来たしているという指摘があった。

II. 改正のポイント

1. 吸収合併及び吸収分割の効力発生日

吸収合併及び吸収分割については、その組織再編行為を行う当事会社間で定めた一定の日においてその効力が発生することとされた（会750①・③～⑤他（吸収合併）、759①・③～⑤他（吸収分割））。

ただし、効力の発生後、登記までの間の利害関係人の保護等のため、吸収合併の効力発生は、登記をしなければ第三者に対抗することができない（会750②，752②）。

2. 新設合併及び新設分割

新たに会社を設立する場合には、設立の効力発生日は登記の日とされていることから（会49）、新たに会社を設立する新設合併及び新設分割は、登記の日効力が発生することとされた（会754①他（新設合併）、764①他（新設分割））。

Ⅲ. コメント

登記までの間の利害関係人の保護等とは、例えば、吸収合併において合併の効力が発生し消滅会社が消滅しているにもかかわらず、合併の登記がされる前に消滅会社の代表者と取引をした者その他の利害関係人の保護をいう。

Ⅳ. 実務対応

吸収合併及び吸収分割の効力発生日が当事会社間で定めた一定の日とされたことから、その効力発生日が利害関係人にとっても容易に知り得るように公告することとし、期日の変更や中止する場合にも、その旨の公告が必要になった。